

受付番号

チュールリップステージ利用許可申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 砺波市花と緑と文化の財団 理事長 宛

領収印

チュールリップステージ等の利用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、利用に当たり砺波市都市公園条例及び同施行規則を遵守します。

申請者	〒 TEL()	
	住所	
申請者	団体名	申請者名
	(代表者名)	
利用の内容	行事の名称	
	内容	
	参加料の徴収(有・無) [参加予定人数 人]	物品販売(有・無)
利用場所 及び 利用日時	<input type="checkbox"/> チュールリップステージ(広場併用) <input type="checkbox"/> チュールリップステージのみ	
	①当日 令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	②準備 令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
付属設備等	②現状復旧 令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	③照明 令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	③コンセント 令和 年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	

※準備又は原状復帰のために当該施設を利用する場合の利用料は、当日利用料の半額とする。

チュールリップステージ利用許可証

上記のとおり利用申請を許可する。ただし、下記の利用料を指定の納付日までに支払うこと。

令和 年 月 日 公益財団法人 砺波市花と緑と文化の財団 理事長 印

施設利用料

種別	金額	備考
①当日	円	
②準備・現状復旧	円	
③付属設備	円	
合計	円	

チューリップステージのご利用について

ご利用に際しては下記の事項にご留意下さい。

(利用許可申請)

- ・チューリップステージを利用される方は、利用日の属する月の3か月前から利用日の2週間前までにチューリップステージ利用許可申請書を提出して下さい。
- ・利用日を変更する場合は、利用日の5日前までに許可を受けて下さい。
- ・申請に係る利用許可の順位は、申請の順序によります。

(利用許可)

- ・利用料金入金の確認後許可書を発行します。
- ・チューリップステージの利用が暴力団の利益になると認められるときまたは、施設や公園の管理上適当でないと認められる場合は、利用の許可等をしません。また、利用の許可をした場合であっても当該利用の許可等を取り消します。

(利用期間)

- ・同一の内容で引き続いて7日以上利用することはできません。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではありません。

(利用日)

- ・1月4日から12月28日
- ・ただし、チューリップ四季彩館の休館日は利用できません。
休館日：①12月29日から翌年1月3日までの日
②施設管理日及び展示入替日

(利用時間)

- ・利用時間は、午前9時から午後5時までです。

(その他)

- ・当財団の許可のない掲示、陳列、物品販売、物品配布、録音等及び当日催し物以外の一切の宣伝はお断りいたします。
- ・利用時間外の荷物保管については、利用者が責任を持って保管してください。紛失等一切の責任は負いません。